

第3章 第2期計画

第1節 計画の目標

1. 基本的な考え方

市民みんなで参加する久留米の食と農

「市民みんなで参加する久留米の食と農」は、条例の考え方を表現した言葉です。

第2期計画においても基本的な考え方として継承し、市民、農業者や農業団体、事業者の協働による農業政策の方向性を示します。

(条例の前文から抜粋)

市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら魅力ある農業を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

2. 全体目標

職業として選択できる魅力ある農業の実現

第1期計画の中間見直しの際に、目標とする農業像に「職業として選択できる魅力ある農業の実現」を追加し、その後、市の農業政策の基本方針に掲げ各事業を展開してきました。

第2期計画では、次のように定義した上で、食料、農業、農村の各分野に関わる目標であるため、新たに計画の全体目標として掲げます。

職業として選択できる魅力ある農業とは、

第一に、「自らの努力で、十分な所得を得ることができる職業であること」

第二に、「先進技術や新品種、新たな作物の導入、法人化や6次産業化など、新たな経営に挑戦できる職業であること」

第三に、「食料の安定供給や多面的機能など公益性のある職業として、市民から支持され、農業者自身も誇りを持てる職業であること」

3. 基本理念(あるべき姿)

条例の基本理念を踏まえ、第2期計画における各分野のあるべき姿を以下のとおり示します。

食料

市民みんなが久留米産農産物を信頼し、消費するまち

安全で新鮮な農産物が安定的に生産・供給され、市民は久留米産農産物を大いに信頼しています。また、農業体験や生産者と消費者の交流を通じて相互の理解が深まり、市民みんなが食と農の重要性を良く理解して、積極的に地産地消を実践しています。

農業

高い生産力と販売力を兼ね備えた農業のまち

農地などの農業生産基盤や効率的で安定的な農業経営体が効果的に組み合わせられることにより、高い生産力と販売力を兼ね備え、本市の農業生産力は維持されています。本市は競争力ある産地として市場や消費者から支持されるとともに、近隣の自治体とも連携し、全国有数の農業都市として発展しています。

農村

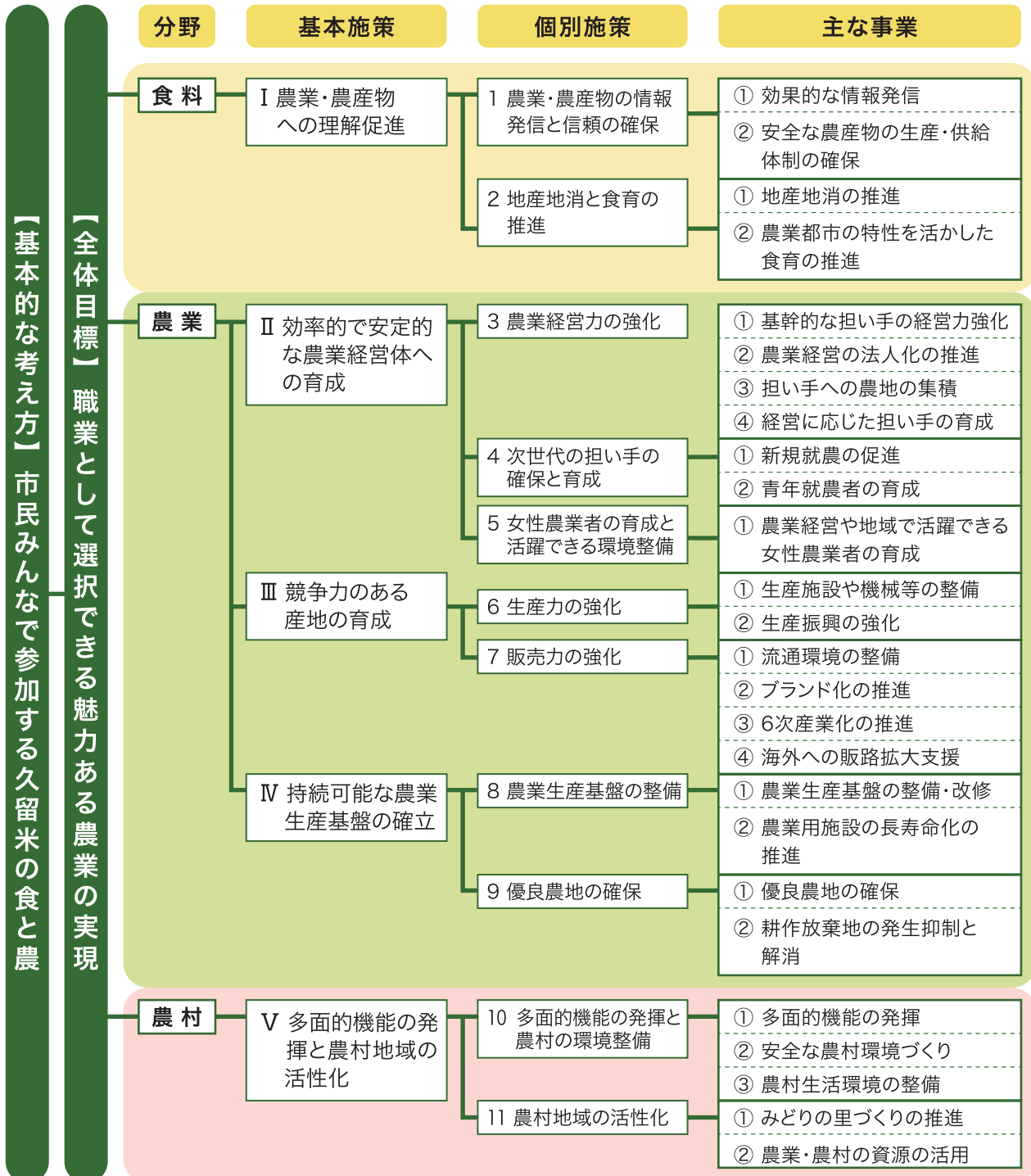
市民との協働により魅力ある農村社会が形成されるまち

市民みんなが農業・農村の持つ多面的機能の重要性を良く理解し、市民との協働により農村社会を維持しています。また、農村の魅力ある資源により都市と農村の交流が活発に行われ、いきいきとした農村社会が形成されています。

第2節 目標を達成するための施策

計画期間において、重要施策と位置づける5項目の基本施策と11項目の個別施策に基づき計画を推進します。

計画の推進に際しては、国県や農業団体と連携し、各種事業を実施します。また、九州大学大学院農学研究院等との農業分野における連携協定に基づき、課題解決や農業振興を図ります。



食料

基本施策Ⅰ 『農業・農産物への理解促進』

【施策目標】

久留米市の安全な農産物の生産や農業に対する市民の理解と信頼の確保に努め、市民が久留米産農産物に愛着を持ち積極的に消費する地産地消を推進します。

＜個別施策1＞ 農業・農産物の情報発信と信頼の確保

主な事業

① 効果的な情報発信

- ・安全な農産物の生産・供給体制や多種多様な久留米産農産物の魅力、農業や農村の持つ公益的な役割について、効果的な情報発信に努めます。
- ・農業まつりなど「生産者と消費者の交流」を目的とする事業を実施し、生産者と消費者の相互理解を促進します。

② 安全な農産物の生産・供給体制の確保

- ・安全な農産物を生産するために必要な環境整備(ポジティブリスト制度、GAP:農業生産工程管理など)の取組を推進します。

＜個別施策2＞ 地産地消と食育の推進

① 地産地消の推進

- ・農産物への久留米産表示の支援、久留米市中央卸売市場における市内流通の促進、地産地消推進店制度の推進、久留米産農産物の学校給食への導入支援などに取り組み、市民が久留米産農産物を購入・消費できる環境整備を推進します。
- ・久留米市中央卸売市場、地産地消推進店、農産物直売所などで、久留米産農産物の食べ方や旬についての普及を行い、久留米産農産物の消費拡大を図ります。

② 農業都市の特性を活かした食育の推進

- ・久留米市食育推進会議と連携し、家庭や地域、教育現場、職場などの様々な場面で、食と農への理解促進を図ります。特に、保育所・幼稚園から大学までの教育現場等との連携を強化し、農業体験や久留米産農産物を使った調理の機会等を通じて、農業や農産物の魅力、農業の持つ公益性などへの理解促進を図ります。

【施策目標】

高齢社会や農業を取り巻く環境変化に対応して、持続的な農業生産を維持するために、企業的経営を行う効率的で安定的な農業経営体の育成や次世代の担い手の確保と育成、女性農業者の育成を図ります。

＜個別施策3＞ 農業経営力の強化

主な事業

① 基幹的な担い手の経営力強化

- ・ 県や農業団体、商工団体などと連携して、経営相談会や研修会などを開催し、地域の中核となる基幹的な担い手として位置づけている認定農業者の経営力強化を図ります。
- ・ 農業経営力向上に関する研修や法人経営の優良事例の研修、法人間の意見交換会などを実施するとともに、園芸作物導入等の複合経営の検討に取り組むことなど、集落営農法人の経営力強化を図ります。

② 農業経営の法人化の推進

- ・ 将来にわたって安定的な土地利用型農業を推進するため、集落営農組織の法人化を推進し、経営基盤の強固な組織への移行を目指します。
- ・ 園芸農業の担い手に対し、労務管理などの雇用型農業の研修会を開催します。
- ・ 法人化を志向する農業者に対し、法人化のための研修会等を開催します。

③ 担い手への農地の集積

- ・ 基幹的な担い手によって経営される効率的な農地の利用を図るため、農地中間管理事業等を活用して、集落営農法人や認定農業者などへの農地の利用権の移動や農作業の委託などの農地の利用集積を推進します。

④ 経営に応じた担い手の育成

- ・ 米麦大豆、野菜、果樹、植木・苗木、花き、畜産などの経営に応じた担い手の経営力強化を図るために、九州大学大学院農学研究院等と連携し、経営ごとの担い手育成の課題と施策の方向性を整理し、新たな事業を検討・実施します。

＜個別施策4＞ 次世代の担い手の確保と育成

主な事業

① 新規就農の促進

- ・ 就農に必要な情報提供や相談体制の充実を図り、農業後継者や農業後継者以外からの就農促進を図ります。
- ・ 農業経営に必要な知識や技術の習得を行うことができる農業関係高校や県農業大学校、市内の農業法人等と連携し、本市への就農促進を図ります。
- ・ 認定農業者や農業法人等の雇用に関する情報の提供を行うなど、雇用就農の促進を図ります。

② 青年就農者の育成

- ・ 就農計画の作成支援を行うとともに、就農直後の所得確保や機械・施設の導入支援、技術の習得支援を行い、就農準備段階から就農後の営農定着までの一貫した支援を行います。
- ・ 青年就農者の営農定着や経営力向上を図るため、営農指導や研修会等を実施します。また、地域の担い手としての意識を醸成するため、青年就農者のグループ活動を支援します。

＜個別施策5＞ 女性農業者の育成と活躍できる環境整備

主な事業

① 農業経営や地域で活躍できる女性農業者の育成

- ・ 農業経営や地域における男女共同参画の実現を目指し、女性農業者を対象とした経営力向上や農業経営参画に関する研修会等を開催し、女性農業者のリーダーとなる人材を育成します。
- ・ 農業政策等の意思決定への参画を促進するため、農業委員や農業団体、協議会等の役職等への女性農業者の登用を促進します。
- ・ 家族間での報酬や休日、家事の役割分担などの取り決めを行う「家族経営協定」の締結を推進するとともに、経営状況の変化に応じた締結内容の随時見直しを推進します。また、家族経営協定締結者に対し、女性農業者の経営意欲の向上を図るため、認定農業者の共同申請等を推進します。

【施策目標】

魅力ある農産物の生産力を向上し、販売方法の多角化や販路の拡大を促進するとともに、市内外への情報発信を強化するなど、市場や消費者から高く評価・支持され、安定的に生産・供給できる競争力のある産地を育成します。

＜個別施策6＞ 生産力の強化

主な事業

① 生産施設や機械等の整備

- ・ 先進技術の導入や省力機械の整備などの支援を行い、園芸作物の生産拡大による、競争力のある産地を育成します。
- ・ 畜産農家から出される家畜排泄物を完熟堆肥化する「土づくりセンター」等の整備を支援します。
- ・ イノシシやカラス等からの農作物の被害軽減を図るため、国県の補助事業を活用し、地域一体となった侵入防止柵等の設置を推進します。また、久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会を中心とした有害鳥獣の捕獲活動や、久留米市鳥獣被害対策実施隊による被害調査及び生息調査に取り組みます。

② 生産振興の強化

- ・ 園芸作物の生産振興を図るため、雇用を導入することで経営規模を拡大し、安定的な作物の生産を目指す、雇用型農業を推進します。
- ・ 畜産堆肥を利用した土づくりによる生産性の向上を図るとともに、減農薬・減化学肥料の使用の低減による環境に配慮した環境保全型農業を推進します。
- ・ 市内にある国県の試験研究機関等と連携し、農業者等へ新しい技術や新しい品種等の情報提供を行うとともに、市、県、農業団体等で構成する農業振興協議会などを活用し、農業者等への普及へと繋がります。
- ・ 本市の農業政策の課題解決を図るため、九州大学大学院農学研究院等が持つ研究資源を活用し、新技術や新品種等の開発や導入について検討を行います。
- ・ 久留米つつじ等の緑花木の新品種等の情報提供を行うなど、緑花木の振興を図ります。
- ・ 農業団体や近隣の自治体等と連携を強化し、地域の特色ある農産物の生産振興を図ります。

＜個別施策7＞ 販売力の強化

主な事業

① 流通環境の整備

- ・ 農産物の安定的な生産・供給体制を確保するため、生産者から消費者への流通に必要な農産物の集出荷施設や低温管理施設などの環境整備を推進します。

② ブランド化の推進

- ・ 市内を中心に、「キラリ久留米」ロゴマークを使ったブランド化を推進します。さらに、特長ある農産物を推奨し、大都市圏の市場を対象に、トップセールスや競争力のある農産物の情報発信などを行い、久留米産農産物のブランド化を推進します。
- ・ 近隣の自治体との連携を視野に、久留米地域の広域的なブランド化の検討に取り組みます。
- ・ 九州大学大学院農学研究院等と連携し、生産振興から販売力強化までの一体的なブランド化の方向性を整理し、新たな事業を検討・実施します。

③ 6次産業化の推進

- ・ 農業者・商工業者等の交流会の開催や、農産物の一次加工を含む新たな加工品開発、販路拡大などの6次産業化の取組を支援します。
- ・ 観光農業や農家レストランなど、農村地域へ人を呼び込み販売力を強化する6次産業化の取組を支援します。
- ・ 近隣自治体と連携して、農業者や商工業者の広域的なネットワークの構築を促進するとともに、広域商談会の開催支援を行うなど、6次産業化や農商工連携を推進します。

④ 海外への販路拡大支援

- ・ オールジャパン、オール九州、オール福岡の輸出に向けた取組を推進するとともに、海外見本市への出展支援や農業者・農業団体等が行う輸出へ向けた取組を支援します。
- ・ 久留米産農産物の輸出の促進を図るため、海外への販路拡大等に意欲のある農業者等の人材育成・支援を行います。

【施策目標】

農地や農道、農業用排水路、ため池等の整備、耕作放棄地の解消、農地の無秩序な開発の抑制など、優良農地を確保し、将来にわたって生産性の優れた営農を維持できる農業生産基盤の確保を図ります。

＜個別施策8＞ 農業生産基盤の整備

主な事業

① 農業生産基盤の整備・改修

- ・ ほ場の整備、農道や農業用排水路などの整備を行うことで、生産効率の高い農業生産基盤の整備を推進します。また、暗きょ排水施設の整備などの既存施設の機能向上を推進します。
- ・ 台風や大雨などによる災害を未然に防止するため、農道、農業用排水路、ため池、井堰、クレークなどの計画的な整備・改修を推進します。

② 農業用施設の長寿命化の推進

- ・ 農業用水利施設等の維持管理費用(ライフサイクルコスト)の低減や信頼性の向上を図るために、施設の予防保全を施し、施設の長寿命化を推進します。

＜個別施策9＞ 優良農地の確保

主な事業

① 優良農地の確保

- ・ 農業振興地域整備計画の推進や農地法の遵守などにより、無秩序な農地の開発を抑制し、優良農地の確保を推進します。

② 耕作放棄地の発生抑制と解消

- ・ 農業委員会やJA等と連携して、農地パトロールにより耕作放棄地の実態を把握し、改善へ向けた取組を行うとともに、営農再開に取り組む農業者の支援を行い、耕作放棄地の発生抑制と解消を推進します。

農村

基本施策Ⅴ 『多面的機能の発揮と農村地域の活性化』

【施策目標】

市民との協働により農村の多面的機能を発揮する活動を推進します。また、農村地域の豊かな資源を活用した活発な経済活動を促進し、農村地域の活性化を図ります。

＜個別施策10＞ 多面的機能の発揮と農村の環境整備

主な事業

① 多面的機能の発揮

- ・ 基幹的な担い手や青年就農者、兼業農家、小規模農家、非農家などの地域住民が協働で取り組む、農地や農業用排水路などの維持保全活動の拡大を図り、農業や農村の持つ多面的機能の維持・発揮を推進します。

② 安全な農村環境づくり

- ・ 安全な農村環境づくりを進めるため、農道、水路、ため池などへの安全施設の設置や、農道への路面標示の表示に取り組み、農村地域のセーフコミュニティを推進します。

③ 農村生活環境の整備

- ・ 生活排水処理施設(公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽設置支援)、道路、河川などの農村生活基盤の維持・整備を推進します。

＜個別施策11＞ 農村地域の活性化

主な事業

① みどりの里づくりの推進

- ・ 「道の駅くるめ」や「久留米市世界のつばき館」、「久留米市世界つつじセンター」などの拠点施設を活用し、農業や農産物等の情報発信や緑花木産業の振興を図ります。
- ・ 果樹や緑花木などの地域資源を活かした農業体験の実施や飲食施設の整備支援、観光農園等の支援を行い、都市部からの集客向上や定住促進による耳納北麓地域の活性化を図ります。
- ・ 「みどりの里・耳納風景街道」の広域的な情報発信を行うとともに、地域で主体的に取り組む、耳納北麓散策ルートを活用した集客交流事業を支援し、耳納北麓地域の活性化を図ります。

② 農業・農村の資源の活用

- ・ 農業者や地域住民などが取り組む、地域の未利用資源の発掘や高付加価値化などの活動を促進するなど、農村地域の活性化を図ります。

第3節 計画の進捗を測るための指標

1. 成果指標

基本的な考え方「市民みんなで参加する久留米の食と農」や、全体目標「職業として選択できる魅力ある農業の実現」の達成状況を測る指標

指標項目	単位	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
農業都市への市民の理解度 (市政アンケートモニター調査)	%	27.6 (H26年度)	60
農業・農村の持つ多面的機能の認知度 (市政アンケートモニター調査)	%	51.2 (H26年度)	65
販売金額等1千万円以上の認定農業者 (効率的で安定的な農業経営体)の割合	%	74	80

2. 施策指標

個別施策ごとの施策の進捗状況を把握するための指標として設定します。

		個別施策	指標項目	単位	現状値 (H25年度)	目標値 (H31年度)
食料	I	1 農業・農産物の情報発信と信頼の確保	農業関連イベントの毎年度の来場者数	万人	58.7 (5年間平均)	65
		2 地産地消と食育の推進	地産地消を意識している市民の割合 (市政アンケートモニター調査)	%	49.4 (H26年度)	65
農業	II	3 農業経営力の強化	集落営農法人数	組織	15	45
			認定農業者等の農地集積率	%	44.6	60
	4 次世代の担い手の確保と育成	毎年度の新規就農者数	人	12	20	
	5 女性農業者の育成と活躍できる環境整備	認定農業者における女性農業者の割合	%	4.0	7.0	
	III	6 生産力の強化	主な野菜・果樹の収穫量	トン	25,122 (H24年産)	26,400 (H30年産)
		7 販売力の強化	久留米ブランド農産物の認知度 (市政アンケートモニター調査)	%	—	60
IV	8 農業生産基盤の整備	農業生産基盤整備の面積	ha	5,183.9	5,211	
	9 優良農地の確保	耕作放棄地の面積	ha	93 (H26年度)	88.2	
農村	V	10 多面的機能の発揮と農村の環境整備	多面的機能の維持に取り組む地域活動面積の割合	%	56	75
		11 農村地域の活性化	耳納北麓地域の交流人口	万人	180	230

※1は、ふるさとぐるめ農業まつり、久留米つばきフェア、久留米つつじまつり、市民大感謝祭市場まつり、田主丸耳納の市、久留米植木まつり、コスモスフェスティバル、城島ふるさと夢まつり、ふるさとみづま祭の来場者数の合計。

※6は、野菜(レタス、こまつな、いちご、ほうれんそう、みずな、トマト、かぶ、きゅうり等)と果樹(かき、ぶどう、日本なし、いちじく等)の収穫量の合計。

※10は、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払事業の取組面積の農業振興地域内農地面積に占める割合。